

第5期栃木県食育推進計画 とちぎ食育元気プラン2026-2030 の概要

計画の位置づけ

食育基本法第17条に
基づく都道府県計画

コンセプト

こどもから大人まで
食の未来を育む食育の推進

ポイント

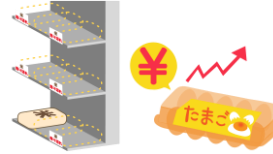
- ✓ 大人の食育を強化
- ✓ 個々の選択が、持続的に食を支える環境づくりに寄与する視点を追加

計画期間

令和8～12年度

食育をめぐる情勢変化と新たな課題

- ✓ 食料安全保障上のリスクの増大



- ✓ SNSやインターネットの普及・影響の高まり



- ✓ 若い世代の食生活の悪化、食への関心の低下



- ✓ 自然災害の激甚化、頻発化



[拡]:拡充 [新]:新規

基本目標1 食と農への理解を通じて豊かな心、人間性を育みます

① 食に感謝する心の醸成 [拡]

- 食料生産・流通等に関わる人々の活動への理解促進
 - 生産、加工、流通、小売、消費等の幅広い関係者による相互理解の促進
 - デジタル化に対応した食に関する情報発信
- 環境に配慮して生産された農産物や食べ物の大切さの理解促進



② 食を楽しむ機会の確保

- 多様な暮らしに対応した食を楽しむ機会の確保
- 学校・幼稚園・保育所等における家庭・地域と連携した食育の充実



③ 地域の食材や食文化に触れる機会の拡大

- 地産地消の推進
- 優れた食文化の保護・継承



指標	基準値	目標値(R12)
[新] 産地や生産者を意識して食品等を選ぶ県民の割合	81.8%(R7)	85%
[新] 農業体験を複数回したことがある県民の割合	63.1%(R7)	70%
[新] 食品ロスの問題を認知し、削減に取り組む県民の割合	88.2%(R6)	100%
学校給食における地場産物活用割合	74.0%(R6)	基準値を維持・向上

基本目標2 食を通して県民一人ひとりの健康を目指します

① 良好な栄養・食生活の推進

- 良好な栄養・食生活と適正体重を維持する取組の推進
- ライフコースアプローチを踏まえた規則正しい食生活や食育の推進



② 自然に健康になれる食環境づくり [新]

- 産学官と連携した食環境づくりの推進

指標	基準値	目標値
主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が1日2回以上の日がほぼ毎日の者の割合	53.0%(R4)	65%以上(R14※)
■朝食を「あまり食べていない」「全く食べていない」児童生徒の割合(小6・中3)	小5.7% 中7.3%	基準値より減少(R12)
■朝食を「全く食べない」生徒の割合(高3)	高8.4%(R6)	
■「食環境の向上を目指すまちづくり」に取り組む市町数	0市町	25市町
■食環境づくりに取り組む事業所の数	0事業所(R6)	80事業所(R14※)

※とちぎ健康21プラン(3期計画)の目標年に合わせている

基本目標3 食の安全と信頼性の確保や県民と協働した食育活動を推進します

① 食の安全と信頼性の確保

- 生産から消費に至る各段階における食の安全の確保
- 消費者の食に対する信頼性の確保



② 地域の推進体制の強化

- 食育に関わる人材の確保と活用の促進
- 食に関わる関係者の連携強化
 - 食育推進全国大会の開催及びそれを契機とした食育の推進
- 食育を推進する体制づくりの支援
 - 市町の推進体制づくりへの支援
 - 災害時に備えた取組の推進 [新]



指標	基準値	目標値(R12)
[新] リスクコミュニケーションを実施するための場の設定	2回(R6)	年2回以上
食育を推進するボランティアの活動数	650回(R7)	延べ3,250回以上
食育推進計画を策定している市町の割合	88%(R6)	100%

横断的に推進する取組

大人の食育 [新]

若者、高齢者等各世代の食や農への理解醸成と消費行動の変容を促す取組



【例】社員食堂等における県産農産物の活用やヘルシーメニュー提供に向けた啓発 など